

参考資料

令和 3 年第 3 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

堺市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その9)

議案第 83 号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 84 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	3
議案第 85 号	堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
議案第 88 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	9

<議案第83号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例>

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定める。</p>
<p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第4条 法<u>第19条第10号</u>の規定により特定個人情報を提供することができる場合とは、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	<p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第4条 法<u>第19条第11号</u>の規定により特定個人情報を提供することができる場合とは、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>
2 (略)	2 (略)

<議案第84号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係手数料)</u></p> <p><u>第4条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>（平成25年法律第27号。以下この条において「法」という。）又は<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令</u>（平成26年総務省令第85号。以下この条において「省令」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) 法第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項、第3項又は第4項の規定による個人番号カードの返納を受けた後に行うものに限る。）に係る手数料 1枚 800円</p> <p>(2) 省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付手数料 1枚 800円</p>	<p><u>第4条 削除</u></p>

<議案第85号 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例>

堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(指定居宅サービス等の事業に係る具体的なサービスの内容等の記録の保存年限)	(指定居宅サービス等の事業に係る具体的なサービスの内容等の記録の保存年限)
第3条 居宅サービス基準第39条第2項第2号、 <u>第53条の2第2項第1号</u> 、 <u>第73条の2第2項第4号</u> 、 <u>第82条の2第2項第2号</u> 、 <u>第90条の2第2項第1号</u> 、 <u>第104条の3第2項第2号</u> 、 <u>第118条の2第2項第2号</u> 、 <u>第139条の2第2項第2号</u> 、 <u>第154条の2第2項第2号</u> 、 <u>第191条の3第2項第2号</u> 、 <u>第192条の11第2項第7号</u> 、 <u>第204条の2第2項第2号</u> 及び <u>第215条第2項第2号</u> に規定する具体的なサービスの内容等の記録については、居宅サービス基準の規定にかかわらず、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。	第3条 居宅サービス基準第39条第2項第2号、 <u>第53条の3第2項第1号</u> 、 <u>第73条の2第2項第4号</u> 、 <u>第82条の2第2項第2号</u> 、 <u>第90条の2第2項第1号</u> 、 <u>第104条の4第2項第2号</u> 、 <u>第118条の2第2項第2号</u> 、 <u>第139条の2第2項第2号</u> 、 <u>第154条の2第2項第2号</u> 、 <u>第191条の3第2項第2号</u> 、 <u>第192条の11第2項第7号</u> 、 <u>第204条の2第2項第2号</u> 及び <u>第215条第2項第2号</u> に規定する具体的なサービスの内容等の記録については、居宅サービス基準の規定にかかわらず、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
(指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅の基準)	(指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅の基準)
第4条（略）	第4条（略）
2 特別養護老人ホーム（老福法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所であって当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものにおいて、当該特別養護老人ホームの廊下幅が前項に規定する指定	2 特別養護老人ホーム（老福法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所であって当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものにおいて、当該特別養護老人ホームの廊下幅が前項に規定する指定

短期入所生活介護事業所の廊下幅を満たさないものであるときは、前項の規定にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、それぞれ当該特別養護老人ホームの廊下の幅及び中廊下の幅以上とするものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅の基準)

第8条 (略)

2 特別養護老人ホームであって、その全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホームに併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものにおいて、当該特別養護老人ホームの廊下幅が前項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅を満たさないものであるときは、前項の規定にかかわらず、指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、それぞれ当該特別養護老人ホームの廊下の幅及び中廊下の幅以上とするものとする。

(区域外の事業所に係る基準の特例)

第14条 第10条から前条までの規定にかかわらず、介護法第78条の2第1項の申請に係る事業所が本市の区域外にある場合にあっては、当該事業所に係る同項の条例で定める数、同条第4項第1号の条例で定める者、同法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、当該事業所の所在地の市町村の条例に定

短期入所生活介護事業所の廊下幅を満たさないものであるときは、同項の規定にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、それぞれ当該特別養護老人ホームの廊下の幅及び中廊下の幅以上とするものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅の基準)

第8条 (略)

2 特別養護老人ホームであってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホームに併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものにおいて、当該特別養護老人ホームの廊下幅が前項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅を満たさないものであるときは、同項の規定にかかわらず、指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、それぞれ当該特別養護老人ホームの廊下の幅及び中廊下の幅以上とするものとする。

(区域外の事業所に係る基準の特例)

第14条 第10条から前条までの規定にかかわらず、介護法第78条の2第1項の申請に係る事業所が本市の区域外にある場合にあっては、当該事業所に係る同項の条例で定める数、同条第4項第1号の条例で定める者、同法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、当該事業所の所在地の市町村の条例に定

めるところによるものとする。

めるところによるものとする。

＜議案第88号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
(略)							
附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期
堺市公共事業評価監視委員会	本市が再評価及び事後評価を実施する公共事業に係る対応方針についての審議に関する事務	8人以内	2年	堺市公共事業評価監視委員会	本市が再評価及び事後評価を実施する公共事業に係る対応方針についての審議に関する事務	8人以内	2年
(略)				(略)			
2・3 (略)				2・3 (略)			

令和3年第3回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

令和3年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-21-0084

